

【 検査 】

143 自記オージオメーターによる聴力検査の算定について

《令和6年4月30日》

○ 取扱い

- ① 次の傷病名に対するD244 自覚的聴力検査「1」自記オージオメーターによる聴力検査の算定は、原則として認められる。
 - (1) 難聴
 - (2) 突発性難聴
 - (3) メニエール病
- ② 3歳未満の患者に対するD244 自覚的聴力検査「1」自記オージオメーターによる聴力検査の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

自記オージオメーターは、検査音の強さや周波数を変え、持続音と断続音を用いた聴力検査である。本検査では、その波形よりI型（正常・伝音難聴）からV型（機能性（心因性）難聴）までの5型に分類し、補充現象の有無や難聴の種類の鑑別に用いられている。

また、メニエール病では耳鳴、難聴（内耳性感音性難聴）等を伴うめまい発作を主症状とする。

一方、3歳未満の患者では操作の対応が容易ではないことより、検査結果に正確性を欠くため、適切ではないと考える。

以上のことから、上記①の傷病名に対するD244 自覚的聴力検査「1」自記オージオメーターによる聴力検査の算定は、原則として認められると判断した。

また、3歳未満の患者に対する本検査の算定は、原則として認められないと判断した。